

○総務省告示第三十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第十一号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百五十号（無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣 山本 早苗

第三項第一号(五)ただし書中「第三級陸上特殊無線技士」の下に「、第二級アマチュア無線技士」を加え、同号(八)(1)の表中第一級陸上特殊無線技士の項の次に次のように加える。

第二級アマチュア無線技士			
電波の性質	電気磁気	電気回路	半導体及び電子管
五			
二十			
一時間三十分			

電源	整合	電波伝搬	空中線系	電波障害	混信等	無線通信装置	電子回路
三	六					六	
